

2025 年 4 月 8 日

新 宿 区 長 宛て

団 体 名 特定非営利活動法人 臨床検査支援協会

所 在 地 東京都中野区中央 1-44-6
ステージ中野坂上 100 号

(フリガナ) ミヤザワ ユキヒサ
代表者氏名 宮澤 幸久

新宿区協働推進基金助成金交付申請書

新宿区協働推進基金条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請
します。

記

助成金申請額 金 186,000 円

申請事業の分野（該当の分野 1 つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主要な分野に○をしてください。）			
○	保健・医療・福祉	災害救援	情報化社会
	社会教育	地域安全	科学技術
	まちづくり	人権擁護・平和	経済活動
	観光	国際協力	職業能力開発・雇用機会拡
	文化・芸術・スポーツ	男女共同参画	消費者の保護
	環境	子どもの健全育成	市民活動支援
そ	の 他		

助 成 事 業 計 画 書

団体名	特定非営利活動法人 臨床検査支援協会
事業名	新宿区民を対象とした健康体験フェアと健康セミナー
① 事業目的・事業概要	<事業目的>当会は、国民の健康と医療の発展に貢献することを目的に様々な活動を実施しております。 この度、新宿区民の皆様を対象とした健康体験フェアと健康セミナーの開催を企画いたしました。これらのイベントを通しまして、区民の皆様の健康への思いに少しでもお役に立てればと考えております。 <事業概要>新宿区民の皆様にまずはご自身の健康状態に興味を持っていただくため、健康体験フェアで手軽な非侵襲性検査機器（血液採取不要の触れるだけで測定できる検査機器）により、現在の状態を把握いただく。更に健康セミナーにより医療機関で受ける臨床検査への理解を深めていただき、必要があれば受診に繋がれば良いと考えます。
② 地域課題・社会的課題	新宿区の国民健康保険者の特定健康診査（40 歳～74 歳）の受診率は令和 2 年度（29.3%）まで減少傾向にありましたが、令和 3 年度（32.0%）、令和 4 年度（34.4%）と 2 年連続で 2 ポイント以上、増加しました。 出典：第 5 期 新宿区健康づくり行動計画（本編 P. 72） なお、東京都全体の令和 5 年度受診率の 43.1%と比べると 8.7%ほど低い。 出典：令和 5 年度 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告（本編 P. 5） 新宿区で健康診断等を毎年受けている割合を、男女年齢 2 階級別でみると、「毎年受けている」は「男性（20～ 64 歳）」が 77.4%と最も高く、次いで「女性（20～64 歳）」が 68.0%、「男性（65 歳以上）」が 64.4%、「女性（65 歳以上）」が 57.1%、と続いている。なお、全体でみると新宿区で「毎年受けている」は 68.7%で、東京都区市町村平均の 72.7%と比べて低い割合であった。 出典：令和 2 年度 都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査報告書（本編 P. 78） また、介護が必要となった主な原因について、性別でみると男性の場合は「脳血管疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血等）」が 15.9%と最も高く、次いで「高齢に衰弱」「認知症」の順となっています。女性の場合は「骨折・転倒」が 17.7%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」「関節の病気（リウマチ・変形性膝関節症等）」の順となっています。

	出典：第5期 新宿区健康づくり行動計画（本編P.14） 新宿区の施策として保健センターで各種検査の事業は実施されていますが、平日のみの事業であり、就労の事情などから平日に保健センターでの当該事業を受けにくい区民の方々も少なからずいる状況が推察されます。 また、国は健康寿命の延伸に取り組んで久しいですが、平均寿命との差はなかなか縮まっておりません。このような現状のなかで健診受診率は仕事をリタイアされた方々や家庭に入られている主婦の方々は低率であり、当会の活動が少しでもご自身の健康維持・管理のための気づきとなればと思います。
③ 課題解決のための取組	健康体験フェアでより多くの区民の皆様に、より多くの検査を一度に体験いただくことや健康セミナーで検査の重要性などをお聴きいただくことで健診受診率の向上に繋がるよう取り組んで参ります。 この助成事業で区民の健康意識を高め、健康増進にも繋げていけるよう取り組んで参ります。 また、課題解決のため継続的に取り組んで参りたいと考えております。
④先駆性・専門性	当会は臨床検査に関わる医師や医療従事者からなる医療専門団体の有志が集まり、2018年に設立。その中心的な役割を果たした渡邊清明前理事長（慶應大学医学部名誉教授）は、臨床検査技能の向上支援、臨床検査の精度向上、医学関連学術講演会の開催、一般市民への臨床検査の普及・啓発など、多岐にわたる事業を展開し、当会を発展させ、2024年4月より宮澤幸久理事長（帝京大学医学部名誉教授）が引継ぎ、更なる飛躍を目指しております。 今後は、臨床検査に関する知識や技術の普及活動を、より広範囲に展開すること。最新の検査技術や情報を積極的に取り入れ、情報提供の内容を充実させること。今後の人材育成の強化として若手人材の育成に力を入れ、将来の臨床検査を担う人材を育成すること。災害時などの緊急事態において、臨床検査の専門性を活かした支援活動を行うこと。一般市民向けの啓蒙活動を強化し、臨床検査の重要性をより深く理解してもらうこと。これらにより、社会貢献の推進として地域社会との連携を強化し、地域住民の健康増進に貢献することに繋げていくことを目指していきます。また、活動を通して国際的な連携を深め、世界の臨床検査の発展に貢献することなどを目指したNPO団体です。

⑤ 具体的な活動 内容 (イベントが複数ある場合は、こちらのページを複写して作成してください)	I イベント（会議）の開催予定等
	1. イベント（会議）名：(健康体験フェアと健康セミナー) 2. 活動内容：健康体験フェアで骨密度、血管年齢、肌年齢、AGEs 検査（老化の原因物質）、認知症関連などの測定を行い（機器は未定）、現状を把握いただく。健康セミナーで講師が各種臨床検査の有用性などについて 13 時から 30 分程度 1 回ご説明する予定です。 3. 実施期間、回数：1 回／年 4. 実施場所：区内地域センター（令和 6 年度は柏木地域センターと榎町地域センターで実施） 5. 周知（募集）方法：区広報誌「広報新宿」への掲載 開催案内チラシの区施設への配布と区直営掲示板への掲示および HP での周知 期間：令和 7 年 9 月～11 月（予定） 6. 対象者・定員数：50 名 7. 人員・スタッフ数 団体構成員（7）名 講師等（ ）名 アルバイト（3）名 ボランティア（ ）名 8. 安全対策等： ・緊急時が発生した場合に備え会場と非常口の位置を確認し、緊急避難時の手順と経路をスタッフ等へ周知徹底する。 ・事前に会場施設に訪問し、緊急避難時の対策について施設の方へご相談と指示を仰ぎます。 ・会場の出入り口と各測定機器の隣に手指消毒剤を配置し、ご来場の方にご使用いただく。 ・各測定機器で足首や手指などが触れた箇所を測定の都度にアルコールで清拭する。 ・スタッフ等は手指消毒を励行し、マスクを着用する。

	II イベント（会議）の開催予定等 1. イベント（会議）名：（ ） 2. 活動内容： 3. 実施期間、回数： 4. 実施場所： 5. 周知（募集）方法、期間： 6. 対象者・定員数： 7. 人員・スタッフ数 団体構成員（ ）名 講師等（ ）名 アルバイト（ ）名 ボランティア（ ）名 8. 安全対策等：
⑥ 期待される効果	ア 区民や地域社会への成果・効果 区民の皆様に参加していただき、まずは健康体験フェアの簡易検査と健康セミナーでご自身の現在の状態を把握していただき、健康に対し興味を持っていただくきっかけとなることが期待できます。この体験が今後の健診受診率向上にも繋がり、結果的に医療費削減にも繋がるものと思います。 イ 現状や課題に対する成果・効果

	保健センターでの各種検査の事業を平日に受けられない区民の皆様にと土曜日や日曜日にも体験いただけることにより、より多くの皆様への検査の機会拡大に貢献できるものと考えております。 また、健康体験フェアで骨密度測定検査などを体験いただくことにより、日頃の健康管理への意識が向上し、要支援・要介護認定者及び給付金の増加が少しでも抑えられる効果に繋がることが期待されます。 令和6年度に開催した同じ地域センターで継続的に開催することにより更なる成果と効果に繋がるものと考えております。
⑦ 今後の展望	来年度以降も当会の事業目的を遂行するため事業活動を展開して参ります。この事業活動の維持と向上のため、会員ならびに賛助企業を拡大し事業の自己予算の確保を推進いたします。 各助成金の活用で事業活動の地域を中野区から隣接の新宿区へ拡大しております。新宿区では令和6年度に実施した助成事業を令和7年度以降に継続的に開催することで、より多くの区民の皆様の健康増進に貢献して参ります。

⑧ 過去にこの助成を受けた実績	助成年度（令和 6 年度） 事業名（新宿区民を対象とした健康体験フェアと健康セミナーを 2 回実施）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
⑨ この事業に対する他の助成の有無 （申請中のものを含む）	☐ 有 ☒ 無
	有の場合は、助成名称（団体）及び助成額 助成名（団体名）： 助成額： ※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。本助成金への申請後に、同事業で新宿区外の補助金へ申請される際は、必ずご相談ください。

収支予算書

2回目用

費 目		予 算 額	内 訳
支 出 区 分	①使用料及び賃借料	240,100 円	柏木地域センター多目的ホール（午前1回、午後2回）2,300円×3回=6,900円 昨年度に実施した地域センターの料金を参考にしました。 測定機器レンタル料 （70,400円+53,900円+55,000円+53,900円）×1日=233,200円
	②消耗品及び印刷費	4,929 円	チラシ印刷（A4片面カラー） 約8.96円×500枚×1.1=4,929円
	③委託費	円	
	④講師謝礼	円	
	⑤その他謝礼	円	
	⑥交通費	15,000 円	1,500円×10人×1日=15,000円
	⑦保険料	円	
	⑧その他諸経費	円	
	⑨感染症等対策経費	14,464 円	※上限額2万円以内 (20,000)
			手指消毒剤代1,375 円×7本 =9,625円
			除菌クロス720円×5個 =3,600円 マスク代1,239円
	⑩人件費	84,000 円	※下記「事業費」の25%以内 (91,497)
			（団体構成員分）時給1,200円×7時間×7人×1日 =58,800円 （アルバイト分）時給1,200円×7時間×3×1日 =25,200円
事業費（①から⑩の合計）		358,493 円	
⑪ファンドレイジングに関する経費	円	※事業費の5%以内 (17,924)	
⑫助成対象経費 （事業費＋⑪）		358,493 円	
⑬助成対象外経費		円	
事業総額		358,493 円	

収入区分	内 容		予 算 額	積 算 根 拠（内 訳）
	㉚ 事業収入（参加料、資料代等）		25,000 円	参加料 500円×50名×1日 = 25,000円
	① 寄附金		円	
	㉛ 補助金等収入		円	
	㉜ 協働推進基金助成金		186,000 円	「①～⑨、⑪～⑫の合計」の1/2と「⑨」の合計 ※千円未満切り捨て
	㉝ 団体負担金		147,493 円	
	収入総額		358,493 円	

団 体 概 要 書

団 体 名	(ふりがな) とくていひえいりかつどうほうじん りんしょうけんさしえんきょうかい 特定非営利活動法人 臨床検査支援協会	
所 在 地 (主たる事務所)	〒164-0011 東京都中野区中央 1-44-6 ステージ中野坂上 100 号	
代 表 者 氏 名	(ふりがな) みやざわ ゆきひさ 宮澤 幸久	
	連絡者氏名 大林 隆 住所 東京都中野区中央 1-44-6 ステージ中野坂上 100 号 電話 03 (5937) 1396 FAX 03 (5937) 1396 e-mail info@ascl.or.jp	
設立 (活動) 開始年月 (法人設立年月)	法人の場合 法人設立 2018 年 2 月 その他の場合 年 月活動開始 活動歴 年 か月 (年 月末日現在)	
会 員 数 (構 成 員 数)	個人 : 団体 : 47	入会条件 特に条件はありません。約款で理事長は入会申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬと定めています。
主 な 活 動 地 域	東京都 新宿区・中野区 その他 (全国 主に関東圏)	
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) ☒ (年 回発行) / 無 (ホームページ) ☒ (URL https://www.ascl.or.jp) / 無	
団 体 の 目 的 (定款の目的)	この法人は、広く一般市民を対象として、臨床検査に携わる人材の確保と質の向上を支援する事業及び臨床検査の普及啓発に関する事業等を行い、臨床検査を通じて国民の健康と医療の発展に貢献することを目的としています。	

主　な　活　動 (具体的に記入してください)	新宿区民を対象とした活動 ・令和 6 年度新宿区協働推進基金助成金事業として、令和 6 年 11 月 17 日に柏木地域センターで行われた第 30 回新宿かしわまつりに出展し、健康体験コーナーと健康セミナーを開催した。 ・令和 6 年度新宿区協働推進基金助成金事業として、令和 6 年 12 月 15 日に榎町地域センターで健康体験フェアと健康セミナーを開催した。
新宿区との連携実績	上記以外の活動 ・印刷物の作成と配布:コロナ検査、健診項目検査小冊子 ・最新医療情報の提供:第 4 号機関誌(2024 年 3 月)、第 4 号座談会誌(2024 年 3 月)企業団体向け WEB セミナー(計 10 回) ・第 64 回日本臨床化学会年次学術集会でパネル展示(2024 年 8 月 30 日～9 月 1 日) ・健康フェアの開催:中野区健康体験フェア(2023 年 2 月 18 日、3 月 18 日)第 17 回ふなばし健康まつり(2023 年 11 月 5 日)、中野区がん哲学連絡会フェア(2023 年 12 月 2 日)、中野区パネル展示

特定非営利活動法人臨床検査支援協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人臨床検査支援協会という。

また、英文名を Association for Support of Clinical Laboratory とする。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、広く一般市民を対象として、臨床検査に携わる人材の確保と質の向上を支援する事業及び臨床検査の普及啓発に関する事業等を行い、臨床検査を通じて国民の健康と医療の発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査技能向上支援事業
- (2) 臨床検査室運営支援事業
- (3) 学術講演会の開催事業
- (4) 講演会支援事業
- (5) 臨床検査の普及・啓発広報事業
- (6) 出版編集事業
- (7) 学術団体連携に関する事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 20人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、4人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任する。監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意

見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 理事が次の各号の一に該当する場合には理事会の議決により、監事が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 解散における残余財産の帰属
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリ (FAX) により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリ (FAX) により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ (FAX) により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知

された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項を提案した者の氏名又は名称

（3）理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数

（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

（事務局の設置）

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

（細 則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	渡邊	清明
副理事長	高橋	伯夫
副理事長	高加	國夫
理事	小川	眞史
理事	石橋	みどり
理事	今	哲昭
監事	寺本	哲也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわら

ず、この法人の成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	0 円
	賛助会員	(個人・団体)	0 円
(2) 年会費	正会員	(個人・団体)	3000 円
	賛助会員	個人 3000 円・団体 50000 円	
(団体は 1 口以上)			

附則 平成 30 年 6 月 15 日改訂
令和 2 年 (2020 年) 9 月 15 日改訂
令和 3 年 (2021 年) 6 月 22 日改訂
令和 4 年 (2022 年) 6 月 22 日改訂
令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 日改訂

令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 日

本定款は当法人の定款に相違ありません。

東京都中野区中央 1 丁目 44 番 6 号

理事 渡邊清明



役員一覧

役職名	氏 名
理事長	宮澤 幸久
副理事長	石橋 みどり
副理事長	山田 俊幸
副理事長	諏訪部 章
理事	小川 眞史
理事	今 哲昭
理事	萩原 三千男
理事	東條 尚子
理事	荒木 秀夫
理事	菅 俊香
理事	堀井 隆
理事	坂本 秀生
理事	井本 真由美
監事	高橋 伯夫
監事	寺本 哲也
顧問	渡辺 清明

令和5年度 事業報告書

特定非営利活動法人臨床検査支援協会

1 事業の成果

臨床検査医学分野に関わる医療従事者への技術向上支援活動や一般市民への臨床検査普及活動を行うこと等を事業活動の主軸として活動を行った。また医療従事者へ当協会への理解と参画を促す為に、認知度向上活動も積極的に推進した。特に印刷物発行、健康体験フェア開催、WEBセミナー企画等の実施を通して広報活動とした。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1525】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
臨床検査技術向上支援事業	①検査検討課題における受託業務について検査診断薬企業とトバ・イリ契約の締結について協議を勧めた。 ②同学院の試験委託事業に対して準備を進める上での検討を開始した。	通年	全国	7	検査技師	30	10
臨床検査室運営支援事業	①検査関連誌に年間シリーズとして、検査情報を提供する為の企画及び検討を行った。 ②検査技師及び検査室への情報提供支援策としての具体案を策定し検討した。	通年	全国	7	医療従事者	50	0
学術講演会の開催事業	第70回日本臨床検査医学会（長崎）でシンポジウムとして企画し開催した。	11月	長崎県	7	医療従事者	80	763
講演会支援事業	7企業の依頼によりWEBセミナーのシリーズ企画を立案し、また講師紹介など実施支援を行った。	通年	全国	5	医療従事者	300	263
臨床検査の普及・啓発広報事業	①一般市民を対象として、都区内、千葉県にて健康体験フェアを3回開催した。 ②東京都中野区に賛同しパネル展示会に参加した。 ③次年度の健康フェア開催予算確保の為に、東京都3地区における助成金補助申請を行った。	通年	全国	5	不特定多数	700	82
出版編集事業	①協会機関誌「ASCL LETTER」第4号を企画制作し全国配布を行った。 ②第4回「座談会」を開催し機関誌に掲載すると共に診断薬企業と契約を行い別刷を制作した。	通年	全国	8	医療従事者	700	138
学術団体連携に関する事業	患者やその家族、一般市民を対象として検査小冊子「臨床検査値の読み方」の第2弾として、メタボ健診の企画制作を行った。	通年	全国	11	不特定多数	700	1
その他目的を達成するために必要な事業	委員会活動の支援として活動を行った。	通年	全国	2	医療従事者	50	269

令和5年度 活動計算書

特定非営利活動法人臨床検査支援協会

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			2,420,000
正会員受取会費	219,000		
賛助会員受取会費	2,201,000		
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
3 受取助成金等			0
受取助成金			
4 事業収益			508,189
講演会企画等制作手数料	478,189		
相談案件調査回答料	30,000		
5 その他の収益			13
受取利息	13		
経 常 収 益 計			2,928,202
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			2,610,313
印刷製本費	22,201		
会議費	551,286		
業務委託費	24,000		
広告宣伝費	96,241		
交際費	4,320		
雑費	41,394		
支払報酬	434,980		
修理保全費	18,800		
消耗品費	72,468		
水道光熱費	31,504		
租税公課	3,069		
地代家賃	673,200		
通信運搬費	258,053		
旅費交通費	378,797		
事業費計			2,610,313
2 管理費			
(1) 人件費		0	0
(2) その他経費			402,096
会議費	2,000		
交際費	8,240		
支払報酬	240,000		
支払保証料	10,000		
消耗品費	36,216		
水道光熱費	22,176		
通信運搬費	24,164		
旅費交通費	48,520		
支払手数料	10,780		
管理費計			402,096
経 常 費 用 計			3,012,409
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			-84,207
【C】 経 常 外 収 益			0
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			0
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①＋②・・・③			-84,207
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			755,411
次期繰越正味財産額 ③－④＋⑤			671,204

令和 5 年度 貸借対照表

特定非営利活動法人 臨床検査支援協会
(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】	資 産 の 部		
1	流動資産		
	現金預金		671, 204
	未収金		
	流動資産合計・・・①	671, 204	
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		0
	(2) 無形固定資産	0	0
	(3) 投資その他の資産	0	0
	固定資産合計・・・②	0	0
【A】	資 産 合 計 ①+②		671, 204
【B-1】	負 債 の 部		
1	流動負債		0
	未払金	0	
	預り金	0	
	流動負債合計・・・③		0
2	固定負債		0
	固定負債合計・・・④		0
	負 債 合 計 ③+④		0
【B-2】	正 味 財 産 の 部		
	前期繰越正味財産額	755, 411	
	当期正味財産増減額	-84, 207	
	正 味 財 産 合 計		671, 204
【B】	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】+【B-2】		671, 204

令和 5 年度 財産目録

特定非営利活動法人臨床検査支援協会

(単位：円)

科	目	金 額	小 計	合 計
【A】 資 産 の 部				
1	流動資産			
	現金預金			
	手元現金	22,353		
	ゆうちょ銀行普通預金	540,902		
	三井住友銀行飯田橋支店普通預金	107,949		
	未収金			
	事業未収金	0		
	棚卸資産	0		
	流動資産合計・・・①	671,204		
2	固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	車両運搬具	0		
	(2) 無形固定資産	0		
	(3) 投資その他の資産			
		0		
	固定資産合計・・・②	0		
【A】 資 産 合 計 ①+②		671,204		
【B-1】 負 債 の 部				
1	流動負債			
	未払金	0		
	預り金	0		
	流動負債合計・・・③			
2	固定負債			
	長期借入金	0		
	固定負債合計・・・④			
【B-1】 負 債 合 計 ③+④		0		0
【B-2】 正 味 財 産 合 計 【A】 - 【B-1】				671,204

ASCL

皆様のご意見やアイデアを
お聞かせ下さい。
現役、OBなど会員も募集中！

特定非営利活動法人

臨床検査支援協会

Association for Support of Clinical Laboratory

東京都中野区中央1-44-6-100

TEL/FAX:03-5937-1396

E-mail : info@ascl.or.jp



第6号機関誌「ASCL LETTER」発刊



臨床検査に携わる皆様方にインタビュー記事や臨床検査のトピックスなど情報満載の雑誌としてお届けしています。

お手元に届いていない方は、ホームページあるいはメールにてご連絡ください。

<Let's interview>

検査室の医療安全について

<Voice of inspection>

梅毒の検査について

<TOPICS>

・生活習慣病等43項目のJLAC11導入と標準化

・臨床検査領域におけるAI革新

<Corporate corner>

多遺伝子変異検索システムMINtS

<My clinical laboratory>

埼玉県済生会川口総合病院

<座談会>

BNPvsNT-ProBNP

検査小冊子 販売開始！



患者や一般の方々を対象に、漫画やイラストで、簡単に学べる臨床検査の冊子です。



WEB講演会の企画や開催を支援



企業の社内研修や勉強会、取引先への情報提供、技師会や病院での講演会のテーマや講師の選出など、企画と開催について支援中です。まずは、ご相談下さい。

例えば・・・

- 検査室の役割とタスク・シフト/シェアの実際
- 疾病と臨床検査(がん、心疾患、糖尿病ほか)
- 自動化、AI、ロボットの導入
- 採血業務の実際
- 検査室運営と人材育成

など

『新規検査機器・試薬検討支援ネットワーク』への登録のご案内

試薬メーカーが、新規開発した機器や試薬に対し、データ取りなど臨床的検討を依頼する施設を迅速に探し出すことを可能にするネットワークです。協力施設としてネットワークに登録しませんか？

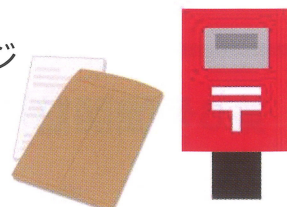
詳細は本機関誌同封の書類をご参照ください。



折込広告同送サービスを開始

印刷物を全国主要の臨床検査関連施設（約2,000施設）に発送。その際に貴社・貴団体が告知したい印刷物を同封し同送するサービス（有料）を開始。ただし、会員様が優先となりますので、会員様以外はお相談

ください。
詳細は、ホームページの趣意書をご参照ください。



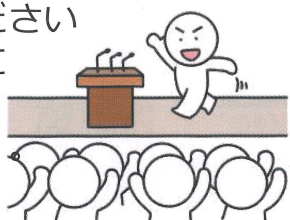
医学会でシンポジウムを開催

ASCLの活動を理解し賛同していただく機会として、日本臨床検査医学会で、興味あるテーマでシンポジウムを開催しています。

今年度、72回も開催します。

ぜひご来場ください

詳細は、後日にホームページに配信します。



65回：新バイオマーカー“酸化型アルブミン”の測定法と臨床的意義

66回：検体検査の品質・精度に関わる医療法等の改正

67回：日本臨床検査同学院：新たな資格試験の公益事業化
在宅医療を支える臨床検査

68回：新型コロナウイルス感染症における抗体検査

69回：認知症の体液バイオマーカーの現状と展望

70回：ここまでの認知症の診断と治療

71回：在宅医療における臨床検査を知る2024

健康体験フェアを開催

市民を対象に、臨床検査と技師の認知度を高め普及を目的として検査を身近に、そして気軽に体験できるフェアを開催中。多種類の測定機器が好評です。一緒に楽しく参加していただける技師の方、募集中です。



第5回座談会の開催

臨床検査に関する話題をテーマとして討議し誌面としてお届けします。

今回は
テーマ「BNP vs. NT-proBNP」



2025年度 予算書

特定非営利活動法人臨床検査支援協会

科	目	金 額	小計・合計
【A】経常収益			
1	受取会費		3,120,000
	正会員受取会費	250,000	
	賛助会員受取会費	2,870,000	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金		
3	受取助成金等		270,000
	受取助成金	270,000	
4	事業収益		1,415,000
	検査室支援委員会	165,000	
	講演会支援委員会	350,000	
	出版委員会	850,000	
	渉外・広報委員会	50,000	
	関連団体連携委員会	0	
5	その他の収益		600
	受取利息	600	
経常収益計			4,805,600
【B】経常費用			
1	事業費		
	(1)人件費		0
	(2)その他経費－1		1,237,364
	地代家賃	673,200	
	通信運搬費	143,164	
	水道光熱費	32,000	
	旅費交通費	90,000	
	消耗品費	30,000	
	印刷費	5,000	
	業務委託費	24,000	
	支払報酬	240,000	
	(2)その他経費－2		3,422,500
	検査室支援委員会	60,000	
	講演会支援委員会	928,500	
	出版委員会	1,702,000	
	渉外・広報委員会	432,000	
	関連団体連携委員会	0	
	その他(目的を達成する為に必要な事業)	300,000	
事業費計			4,659,864
2	管理費		
	(1)人件費	0	0
	(2)その他経費		115,676
	水道光熱費	22,176	
	支払手数料	8,500	
	消耗品費	5,000	
	通信運搬費	30,000	
	旅費交通費	50,000	
管理費計			115,676
経常費用計			4,775,540
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			30,060
【C】経常外収益			0
経常外収益計			0
【D】経常外費用			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			30,060
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤		150,000
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			180,060

第30回 新宿かしわまつり

健康体験コーナーと健康セミナー



令和6年
11月17日(日)

開催時間

健康体験コーナー 10:30~14:30

健康セミナー 12:30~13:00

場所

柏木地域センター 1階 会議室2

参加費

500円 (区内在住の方、50名程度)

お申込みは当日直接、会場にて



「採血なしで下記5種類の測定ができます」

もの忘れ



骨密度

血管年齢

プログラム

AGEs

肌年齢

骨の健康
チェック

あなたの血管
の硬さは?

楽しく頭の
トレーニング

老化の
原因です!!

気になる
肌年齢!!

このイベントは令和6年度新宿区協働推進基金助成事業です。

「ASCLは臨床検査について理解を深め、正しい知識の情報を提供する団体です。
国民の健康、医療の発展に貢献していきます」

特定非営利活動法人 臨床検査支援協会 (略称ASCL)

TEL/FAX03-5937-1396 ホームページ: <https://www.ascl.or.jp>

健康体験フェアと健康セミナー



令和6年
12月15日(日)

開催時間

健康体験フェア 10:00~15:00
健康セミナー 12:30~13:00

場所 榎町地域センター3階大会議室A・B

参加費 500円（区内在住の方、50名程度）
お申込みは当日直接、会場にて



「採血なしで下記5種類の測定ができます」



骨密度

血管年齢

もの忘れ

プログラム

AGEs

肌年齢

骨の健康
チェック

あなたの血管
の硬さは？

楽しく頭の
トレーニング

老化の
原因です!!

気になる
肌年齢!!

このイベントは令和6年度新宿区協働推進基金助成事業です。

「ASCLは臨床検査について理解を深め、正しい知識の情報を提供する団体です」
特定非営利活動法人 臨床検査支援協会（略称ASCL）
TEL/FAX03-5937-1396 ホームページ：<https://www.ascl.or.jp>

御見積書

PAGE 1

No. 10011736

2025年04月01日

臨床検査支援協会 御中

下記の通り御見積申し上げます。

受渡期日:2025年度 日程未定(1日レンタル)

納入場所:ご指定場所

支払条件:当月末↗翌月末

有効期限:提出日から3ヶ月

御見積金額 (税込) ￥124,300-

株式会社 ウェルアップ[®]

7220-0005

横浜市西区南幸2丁目20-5

KDX横浜リバーサイド

TEL 045-317-7908 FAX 045-317-7909

登録番号 T9020001046627

--	--

商 品 名	数量	単 位	単 価	金 額	備 考
MCI早期発見タブレット LMN-MSP01 レンタル費用	1	式	45,000	45,000	1日レンタル
超音波骨量測定装置ビーナスevo レンタル費用	1	式	60,000	60,000	1日レンタル
機器梱包搬送費(往復)	2	式	4,000	8,000	
貴社機器到着日 未定					
貴社機器返送日 未定					
<税抜合計金額>				113,000	
< 消 費 税 >				11,300	
合 計				124,300	
備考:					

御見積書

No. 10011805

臨床検査支援協会 御中

受渡期日:2025年度 日程未定(1日レンタル)

支払条件:当月末↗翌月末

御見積金額 (税込) ￥53,900-

220-0005

KDX横浜リバーサイド

TEL 045-317-7908 FAX 045-317-7909

目録

--	--

商 品 名	数量	単 位	単 価	金 額	備 考
肌年齢測定器 ウェルビューティー レンタル費用	1	式	45,000	45,000	
機器梱包搬送費(往復)	1	式	4,000	4,000	
貴社機器到着日 未定					
貴社機器返送日 未定					
<税抜合計金額>				49,000	
< 消 費 税 >				4,900	
合 計				53,900	
備考:					

備考：

お見積書

神戸市中央区港島南町5丁目5-2
神戸国際ビジネスセンター 655号
株式会社ヘルスプロモーション
代表取締役 多田 和正

TEL 078-891-5590
FAX 078-891-5591

見積書番号 8467
発行日 2025.4.1
有効期限 作成日より3ヶ月

検印	担当印

臨床検査支援協会 御中

合計金額	50,000
------	--------

消費税額	5,000
------	-------

お見積合計額	¥ 55,000
--------	----------

登録番号:T4140001028691

[illegible]

備考

上記の通りお見積申し上げます。

発行日: 2025年04月04日

特定非営利活動法人臨床検査支援協会 御
中

ラクスル株式会社 

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー19階
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額	(単価)
チラシ・フライヤー チラシ・フライヤー A4 片面カラー 光沢紙(コート) 標準 : 90kg	500部	本日 (本日10:59 までにご注文、 11:59までに入稿 完了、12:29まで に受付日確定した 場合)	¥4,481	約¥8.96
注文内容:			商品:	¥4,481
ご注文金額:				¥4,481
お支払い金額:				¥4,481
消費税:				¥448
ご請求合計金額:				¥4,929

お客様へ (必ずご確認ください)

- 見積書の有効期限は発行日より1ヶ月です。
- キャンペーン商品についてはキャンペーンが終了次第通常価格での販売となります。その際には本見積書をご利用にはなれませんのでご注意ください。
- 販売停止した商品は本見積書に仕様が記載されていてもご注文いただけません（新聞折込・ポスティング・エリア便については本見積書と同じ配布・折込日でのご注文が出来ない場合は販売停止に該当します）。
- 見積書の発行日は発行時点の日付となります。過去の日付、未来の日付に変更できませんのでご注意ください。
- 送料無料です。(ただし、名刺の注文の場合を除きます。また、複数箇所への分納をご希望の場合は1箇所につき1,380円の送料をお支払いいただきます。)
- 受付日とは、ご注文商品の出荷日を計算する基準となる日です。受付日は、入稿されたデータのチェック完了とお支払いの完了をもって確定とさせていただきます。受付日確定後、印刷工程へと進みます。
- データチェックお急ぎ便、オペレーターチェック入稿、後から入稿、領収書の郵送、NP請求書払い、ラクスル請求書払い、午前着便オプションは有料オプションです。
- 見積書の期限内に価格変更があり、上記の金額で購入いただけない場合がございます。その際はカスタマーサポートまでご連絡ください。

(協働支援会議委員についての確認)

確 認 書

当法人は、新宿区協働支援会議委員（別紙、委員名簿参照）について、以下のことを確認します。（該当番号に○を記入）

1 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の職員であることを確認しました。

委員名 _____

② 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の社員ではないこと及び直接利害関係がないことを確認しました。

2025年4月8日

団 体 名 _____ 特定非営利活動法人 臨床検査支援協会 _____

所 在 地 _____ 中野区中央1-44-6 _____

_____ ステージ中野坂上100号 _____

代表者氏名 _____ 理事長 宮澤 幸久 _____